

よくあるご質問

－ 加入者向け Q&A（60 歳以上で退職する予定の人） －

目次

Q01	退職するため、事前に年金・一時金の見込額が知りたいのですが？
Q02	老齢給付金および選択一時金について教えてください。
Q03	年金や一時金の請求書類の送付時期を教えてください。
Q04	給付金請求の際、個人番号（マイナンバー）の通知は必須ですか？
Q05	老齢給付金の支払い回数を教えてください。
Q06	老齢給付金の受給方法は選択一時金で清算するのと年金として受け取って いくのとどちらがいいですか？
Q07	老齢給付金・一時金の請求手続きは、いつまでにしなければならないですか？
Q08	基金ウェブサイト閲覧用のパスワードを教えてください。

Q01

退職するため、事前に年金・一時金の見込額が知りたいのですが？

A

年金・一時金の見込額計算書をご希望の場合は、原則、書面での依頼により承っております。ご希望の方は、業務第一課までご連絡ください。(連絡先：03-3546-5131)
試算された見込み額は、書面にてお送りいたします。お電話での具体的な金額を回答することはできませんので、ご了承ください。

Q02

老齢給付金および選択一時金について教えてください。

A

老齢給付金は、65歳到達による資格喪失または退職により当基金の資格喪失したときに受け取ることのできる年金です。老齢給付金の選択肢をまとめたものが次の①～③です。

①老齢給付金（年金）として受給する

【提出書類】

「選択一時金および老齢給付金請求書」、「住民票または戸籍抄本・戸籍謄本の原本（マイナンバー不記載のもの）」、「通帳コピー等（口座情報を確認できるもの）」

②選択一時金として受給する

【提出書類】

「選択一時金および老齢給付金請求書」、「退職所得の受給に関する申告書」、「住民票または戸籍抄本・戸籍謄本の原本（マイナンバー不記載のもの）」、「退職所得の源泉徴収票のコピー（退職金の支払いがある場合）」、「通帳コピー等（口座情報を確認できるもの）」

※資格喪失の事由（企業合併や会社都合の脱退、65歳の加入年齢上限到達による喪失等）により一部の書類については例外となる場合もあります。

③65歳または退職時まで支給を繰下げ（どちらか遅い方まで）、「老齢給付金」または「選択一時金」として受給する

【提出書類】

「選択一時金および老齢給付金請求書」

【提出書類一覧表】

	① 老齢給付金	② 選択一時金	③ 支給繰下げ
選択一時金 および 老齢給付金請求書	○	○	○
退職所得の受給に関する申告書	—	○	—
住民票または戸籍抄本・戸籍謄本の原本	○	○	—
退職所得の源泉徴収票のコピー	—	○	—
通帳コピー	○	○	—

Q03

年金や一時金の請求書類の送付時期を教えてください。

A

発送の時期については以下のとおりです。

■ 老齢給付金の請求書類

該当者：60歳到達以降に基金の資格を喪失した方

資格喪失日（退職日の翌日）の翌月に発送予定。

なお、事業所からの資格喪失届の提出が遅れた場合、ご案内が遅れる場合がございます。

■ 老齢給付金の請求書類【65歳加入上限 限定】

該当者：65歳を迎えたことにより基金の資格を喪失した方

資格喪失日（退職日の翌日）の翌月に発送予定。

なお、事業所からの資格喪失届の提出が遅れた場合、ご案内が遅れる場合がございます。

Q04

給付金請求の際、個人番号（マイナンバー）の通知は必須ですか？

A

いいえ、請求の際にマイナンバーの通知は必要ありません。提出書類の「住民票または戸籍抄本・戸籍謄本の原本」については個人番号（マイナンバー）が未記載のもので必ずご提出をお願い致します。

Q05

老齢給付金の支払い回数を教えてください。

A

原則、年4回（支払期月：3月、6月、9月、12月）となります。

生年月日が1957年7月2日以前の方は、加入の状況等により支払回数に違いがございます。詳しくは、業務第一課までお電話にてご依頼ください。（連絡先：03-3546-5131）

Q06

老齢給付金の受給方法は選択一時金で清算するのと年金として受け取っていくのとどちらがいいですか？

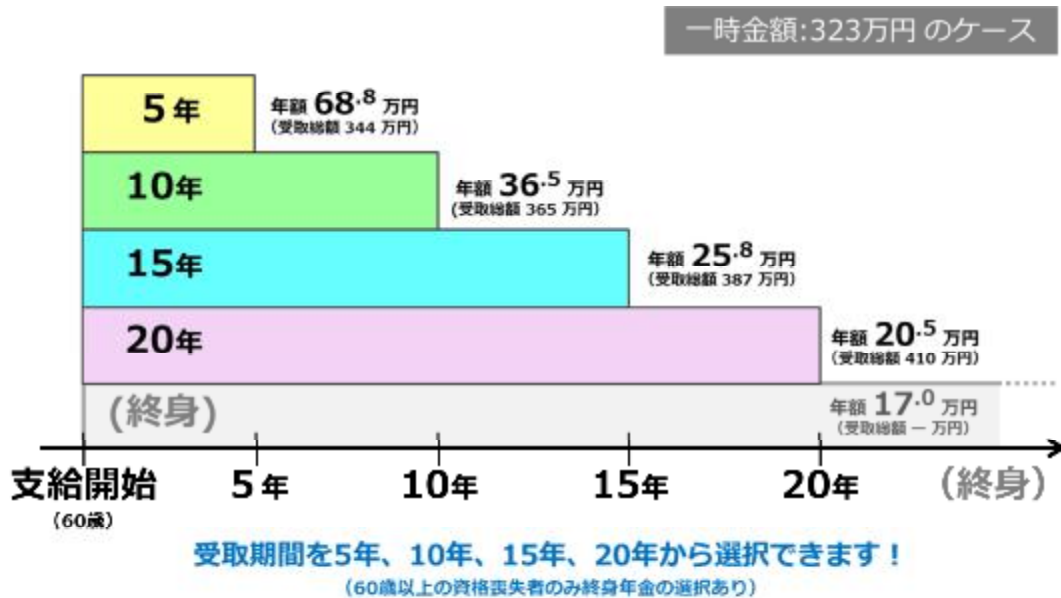
A

以下のモデルケースを参考にお考えください。

第1年金モデル給付

【前提条件】

JJK加入者の各年齢の標準報酬月額で22歳から60歳までの38年間加入
加入中3%の利息付与を想定、60歳で退職（資格喪失）、60歳から受給開始した場合



受給方法につきましては、あくまで個人のお考えに基づき選択していただくものです。当基金ではどちらか一方をおすすめすることはできませんので、ご了承ください。年金・一時金額の比較を行いたいときは、随時試算を承っております。ご希望の方は、業

務第一課までお電話にてご依頼ください。(連絡先：03-3546-5131)

Q07

老齢給付金・一時金の請求手続きは、いつまでにしなければならないですか？

A

老齢給付金の請求手続きには具体的な提出期限は設けられておりません。しかし、老齢給付金の支払いを受ける権利には **10** 年の時効があり、**10** 年を経過すると権利が消滅してしまいます。例えば、**65** 歳到達で資格を喪失した人は **65** 歳到達時点から **10** 年、**60** 歳以降に資格喪失した人は資格喪失日から **10** 年を経過すると権利が消滅してしまいます。その場合、さかのぼってのお支払いができません。

ご請求をお忘れにならないようご注意ください。

Q08

基金ウェブサイト閲覧用のパスワードを教えてください。

A

当基金発行の広報誌「JJK」に記載されております。お急ぎの場合は当基金までお電話でご相談ください。なお、当基金の関係者（加入者等）以外には回答できません。